

令和2年 第2回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年2月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第2回会議議事録

- 1 開催日時 令和2年2月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
3番委員 内 海 博 光 4番委員 高 橋 公 利
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
- 7 会議に附した事件
議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第11号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)形質変更届について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。

開 会
頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に3番内海博光委員・4番高橋公利委員を指名し議事に入る。

それでは、早速議事に移ります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を

お願いします。

事務局

1ページを御覧ください。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明を頂きました。この件につきましては、担当であります14番原澤幸好委員に、現地調査のほうをお願いしてありますので、そのご説明のほうをお願いいたします。

14番委員

14番で〇地区の原澤です。

今回は、2月2日に現地調査と聞き取り調査を行ってまいりました。それで、その〇〇さんと〇〇さん関係は親戚関係であります。それで、書いてあるように、そのような形で、〇〇さんのほうと聞き取り調査しましたところ、お互いに、今このようにやりたいということで、譲渡のほうがお互いに了承済みであります。それですので、調査事項の1と2と3と4に関して、私が聞き取り調査した結果では、おおむね良いかなと思っております。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

調査結果は、ただいま原澤委員のほうからご報告いただいたわけですが、その内容につきまして、質問、ご意見等ありましたらお願いします。特にございませんか。

（「はい」の声）

なければ、申請のとおり許可したいと思いますですが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。

続きまして、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま申請内容につきまして事務局より説明を頂きました。

これにつきましては、現地を2番の星野委員に調査をお願いしてございます

ので、調査結果について報告をお願いいたします。

2番委員

2番の星野敏雄です。

2月1日に現地の聞き取り等を行ってまいりました。

まず転用の目的としては、許可次第、駐車場をやりたいということで、計画では3月20日を予定しているということです。

それから、転用面積なんですけれども、この筆のほかに、いわゆる県道〇線の脇に、この〇〇さんの所有の宅地があります。それも含めて駐車場にしたいというふうになっております。

そうすると、約500㎡がちょっと欠ける485㎡の駐車場になるというふうなことになります。

それから、周辺農地の影響なんですけれども、周りには田畑ございませんので、ほとんど影響がないものと考えられます。

それと、転用によって生じる作物等の防除なんですけれども、これについても周りは田畑ございませんので、影響なし。

それから、当面、隣地の人たちに駐車場計画について十分説明してありますということなので、それで了解を得ているのかなというふうに考えます。

それから、動線については十分配慮して、周りに迷惑をかけないような造成をしたいということで、すぐ北側が〇〇病院が建っていますので、そこで駐車場が狭いというふうなことで、駐車場を整備したいというふうに考えております。この土地については売買でやるということで、計画では使用貸借かなというふうに考えていたんですけれども、調査したところでは、あくまで売買というふうな形で造っていきたいというふうに考えております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま星野委員にご報告をいただきましたが、この申請に関して皆様方のほうからご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。ございませんか。なければ、申請のとおり許可をすることで決定をしてよろしゅうございますか。（「異議なし」の声）

そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議案第10号農用地利用集積計画に対する意見決定について。事務局より説明をお願いします。

事務局

では、5ページをお開きください。

議案第10号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件、54件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年、16,567㎡、利用権存続期間は10年、畑は賃貸借の通年、121,247㎡、使用貸借の通年、5,272㎡、利用権存続期間は2年、5年、10年、田と畑の合計は143,086㎡です。貸手は54戸、借手は6戸でございます。

7ページから16ページにかけて総括表がございますので、御覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明で、今回申請の案件が、箇所数にして54か所、平米数にする
と143,000㎡というような大きな案件でございますが、農用地利用集積
計画でございますので、皆様方から特に何か意見がなければ、適当である旨で、
確認したいと思っておりますが、よろしゅうか。

(「異議なし」の声)

そのように報告をさせていただきます。

続きまして、議案第11号農用地利用配分計画案に関する意見について、お
願いいたします。

事務局 17ページをお開きください。

議案第11号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に
よる農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件、45件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 今、今回は案件が非常に、45件もありまして、なかなか聞きづらかった点
もあったかと思うんですが、順番にこれより審査をお願いをいたします。

番号1番、〇の〇の〇〇さんの件につきまして、これは地元の14番の原澤
幸好委員のほうから調査結果について報告をお願いできればと。よろしくお願
いします。

14番委員 14番の〇地区の原澤です。

2月2日に幹治さんと聞き取りと現地調査をしました。それで、この土地所有
者は、元農業委員の〇〇さんの土地で、よく耕して、幹治さんはまたそば
の作付を行いたいという、そういうことでございます。

それで、調査事項の1、2、3、4に関して、おおむね私は良いと判断いた
しました。皆さんの審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。

ただいまご報告をいただいたとおりでございますが、特に問題がなければ承
認という形をしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

続きまして、2番、〇の〇、〇〇さんの件ですが、これについては、16番、
田村委員さんのほうから。

16番委員 16番、〇地区、田村です。

2月5日、現地調査及び関係者に確認したところ、次のとおりでありました。

調査事項1として、借り受ける、あと周辺農地の利用及び近隣に及ぼす見込み、影響等については、現在、桑畑が耕作放棄状態となっておりまして、これを抜根し、牧草地にするもので、影響ないものと思われます。

借受者は、耕作している農地について、全て適切に管理しております。また、専業農家として稲作及び肥育牛を行っており、常時農作業のほうには従事しております。

また、借受け希望者の貸付けについては、既設農地も適切に管理されており、適当であります。

その他、想定される懸案事項はございません。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございますが、皆様方から質問、意見等あればお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、計画どおり承認をしたいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして、3番から34番、これ、〇〇さんの案件なんですが、一括して、13番の本多通治委員、お願いいたします。

13番委員

13番、本多通治。

農用地利用配分計画案に関する調査結果について報告いたします。

2月1日に現地調査及び関係者に確認しました。調査事項1の農用地の貸付後の周辺農地の影響については、関係者は以前より当該農地を貸しており、今回農業公社より借り換えることから影響はないと思われます。

調査事項2、全ての農用地について適切に耕作していると聞いており、専業農家として従事しております。

調査事項3番、借受希望者への適否については、当該農地を今回農業公社より借り換えるため、適当と思われます。その他想定される懸案事項等は特にございません。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおり、今回上がっている土地につきましては、既に〇〇さんが以前から耕作をしておるとい土地で、今回機構法による転貸でございますが、皆様方の質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

なければ、申請のとおり承認をさせていただきます。よろしくございますか。

(「異議なし」の声)

続きまして、35番から45番まで。〇〇さんが権利の設定を受けるものなんですが、これにつきましては、1番の榎淵武重委員に調査をお願いしておりますので、報告お願いいたします。

1番委員

1番の榎淵武重です。

この農地は、以前より〇〇さんがお借りして耕作をしております。この土地、農振地に当たり、行政指導があったのかな。そういうことで、機構のほうにという今回。

ただ、一方で、何というのか、機構さんがやるのは非常に相対でやることになって、そちらに振り込むなり、やはり地主さんとの顔合わせを1年に1回ぐらいはするのもまた一向かなというふうな感じを〇〇さんとお話をしながら考えておりました。

借りておられる〇〇さんにつきましては、皆さん、知っているかと思えますけれども、野菜を中心として菌茸類をやっていたり、専業農家でございます、野菜クラブに所属していて、一生懸命やっておられる方でございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま榊渕委員からのご報告をいただいたとおりでございますが、質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

ないようでしたら、申請のとおり承認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ありがとうございます。

続きまして、協議事項・報告事項に移らせていただきます。

まず最初に、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

事務局

34ページを御覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので、ご報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。よろしく申し上げます。

議 長

今、ご説明いただいたとおり届出がありましたので、これを受理したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、2番目、協議事項の2。

事務局

35ページを御覧ください。

協議事項・報告事項(2)形質変更届について、ご報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上であります。

議 長

〇〇さんの土地の一部に、耕作に不向きな場所があるので、盛土をして作業効率を改善したいというような届出でございますので、これを受理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

そのように決定させていただきます。

その他ですが、何か。

(「なし」の声)

では。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時08分〕